

議案第 77 号

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
の市長の専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 26 年 6 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分する。

平成 26 年 3 月 31 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年川崎市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「放射線治療科」の次に「、病理診断科」を加える。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件が平成 26 年 3 月 5 日に公布され、病理診断管理加算の施設基準の取扱いについて改正され、同年 4 月 1 日から適用されることとなり、早急に川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定する必要が生じたため